

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
梅ふりかけ，非常用糧食用	G Q - N 1 7 0 1 0 0 C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 10 月 30 日
	変 更	令和 6 年 2 月 8 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の梅ふりかけ，非常用糧食用について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“梅ふりかけ”とする。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，01改

#### b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

### 2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
おかか調味玉	かつおの風味を呈する茶色の調味か（顆）粒
梅調味玉	梅の風味を呈する赤色の調味か（顆）粒

表1－材料（続き）

区分	規定又は基準
しそフレーク	赤しそ葉を調味して乾燥させたフレーク
梅肉パウダー	梅肉を主成分とする赤色の粉末
フレーク（赤）	薄片状の赤色のフレーク
カルシウム調味玉	ほたて貝殻カルシウムを主原料とする黄色のか（顆）粒
海苔	焼海苔特有の風味と色艶をもつ板海苔を刻んだもの

### 2.3 配合

配合は、表2を標準とする。

表2－配合

材料	単位	%
	割合	
おかか調味玉	37.5	
梅調味玉	28.8	
しそフレーク	17.3	
梅肉パウダー	6.9	
フレーク（赤）	5.7	
カルシウム調味玉	2.9	
海苔	0.9	

### 2.4 充填

表2を標準として配合し、かくはん後、充填する。

### 2.5 内容量

内容量は、3.2 g以上を標準とする。

### 2.6 品質

#### 2.6.1 品位

品位は、配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。

#### 2.6.2 容器

容器は、次による。

- 形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は、ポリエステル（12 μm）、アルミニウムはく（7 μm）及びポリエチレン（40 μm）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは、67 μm±7 μmとする。
- 寸法** 寸法は、幅90 mm×長さ110 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチはI形とし、上部又は下部を標準とし、サイドで機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

### 2.7 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好なものとする。

### 2.8 製品の表示

#### 2.8.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

## 2.8.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

## 2.8.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては、原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“/”で区切り添加物を記載してもよい。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

## 2.8.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

## 2.8.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

## 2.8.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

## 3 品質保証

### 3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質が保証可能な製品とする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3-承認用見本など

種類		規定	数量
承認用見本	容器	2.6.2による。	1
提出書類	包装材料証明		
	材料証明	2.2による。	4
	製造工程表	2.3及び2.4による。	4

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。